

議会基本条例策定特別委員会（第8回・第10回検討事項）会派検討内容

資料2

| 検討事項            | 第8回検討事項   |   |  |       | 第10回検討事項  |  |   |  |   |       |   |  |  |   |  |   |                                     |  |
|-----------------|---|---|--|-------|---|--|---|--|---|-------|---|--|--|---|--|---|-------------------------------------|--|
|                 | 議会に市長等の出席要請を最小限とすること（※要執行部協議事項）   |   |  |       | 民主的かつ効率的な議会運営   |  | 市民に分かりやすい言葉、表現に努める  |  | 委員間の自由討議の保障   |       | 委員会の適切な運営   |  | 委員長の責務   |   |  |   |                                     |  |
| 「考え方」<br>前回提示内容 | 議会は、市長等に対する会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の自由討議を重視した運営に努める。<br>⇒（修正案）<br>議会は、必要に応じて市長等に対する会議等への出席を要請する。 |   |  |       | 議会は、議員平等の原則により、民主的な運営を基本とし、加えて効率的な運営を行わなければならない。                          |  | 議会は、難解な表現、専門用語等を多用せず、市民にも分かりやすい言葉や表現の方法を用いた議会運営に努めるものとする。 |  | 委員会は、その専門性や特性をいかして、議会としての合意形成を図るため、委員間における自由討議を保障するものとする。 |       | ①議会は、市政の諸課題に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性や特性を考慮し適切に活用するものとする。<br>②委員会は、その専門性や特性が十分に発揮できるように適切に運営するものとする。<br>③委員会審査に当たっては、委員会が審査する内容や資料等を公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。<br>④常任委員会は、各所管に属する市の事務に関する調査を積極的に行うよう努めるものとする。<br>⑤委員会は、地域住民に関係が深く、かつ、関心の高い事案について審査し、又は調査しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該地域において委員会を開催することができるものとする。 |  | ①委員会の委員長は、中立・公正な立場で、効率的な議事の運営に努め、委員会の議事を整理し、秩序を保持しなければならない。<br>②委員長は、調査又は審査を行うにあたっては、その委員会の専門性と特性を発揮させるよう努めなければならない。<br>③委員長は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるように委員会を運営しなければならない。 |   |  |   |                                     |  |
| 区分              | 条例案掲載   | 考え方に対する意見等  |  | 条例案掲載 | 考え方に対する意見等  |  | 条例案掲載   | 考え方に対する意見等   |   | 条例案掲載 | 考え方に対する意見等  |  | 条例案掲載  | 考え方に対する意見等  |  |   |                                     |  |
| 真政会             | ○   | -   |  | ○     | -   |  | ×   | ・分かりやすい言葉や表現の方法と議会運営は別問題なので、あえて入れる必要はない。（市民に対して分かりやすい言葉との表現はどうか） |   | ○     | -   |  | -  | ・確認事項があるので判断できない。<br>・考え方の①②④⑤は了解するが、③において資料の公開にあたっては、第3回の委員会で確認したように、委員会審査後に資料を公開すべきであるので、考え方の③を入れなければ盛り込んでもよいとする。 |  |   |                                     |  |
| みらい福島           | ○   | -   |  | ○     | -   |  | ○   | -  |   | ○     | -   |  | ○  | -   |  |   |                                     |  |
| 市民21            | ○   | -   |  | ○     | ・議員平等の原則だけを前提とすると、民主的側面が強いため、「議会は」の後に「合議制の機関として」等、効率的側面の表現を挿入することが必要と考える。 |  | ○   | ・「難解な表現」、「専門用語等」とは何か、議員個々の感覚や議会としての慣例もあり、今後、整理・検討が必要。            |   | ×     | ・「保障するものとする」の表現について基本的な項目である議員間の自由討議の議論時と同等な表現として「重視した運営に努める」が適していると判断する。<br>・また、議会の合意形成を図るためには自由討議が全てではないので、抜粋した手法としての自由討議であれば、併記的な表現が適していると考えるので、表現の見直しが必要。   |  | ○  | ・考え方①②の条文化にあたっては、議会と委員会とは縦系列の関係にあるため、条文化する場合、併記については考慮が必要。  |  | ○ | ・③の「議員相互」は委員長の権限からすると「委員相互」が適正と考える。 |  |
| 公明党             | ○   | -   |  | ○     | -   |  | ○   | -  |   | ○     | -   |  | ○  | ・資料等の公開の制限について必要と思われる。  |  |   |                                     |  |
| 日本共産党           | ○   | 異議なし  |  | ○     | 下記のとおり文言を追加・変更<br>「・・・議員平等の原則に基づき、少数意見を尊重し、民主的な運営を基本としつづ、効率的な運営に・・・」      |  | ○   | 異議なし   |   | ○     | 異議なし  |  | ○  | 異議なし  |  |   |                                     |  |
| 社民党・護憲連合        | ○   | 真政会より提示された「議会は、市長等に対する会議等への出席要請は、執行機関の事務に支障を及ぼすことのないように努める」の見解については、議会としての主体性に欠ける。したがって、議会としての主体性を鮮明にするためには、当初の考え方のおり、「議会は、市長等に対する会議等への出席要請を必要最小限とする」と明記する。 |  | ×     | ・修正案を提示：「効率的な運営」を削除する。<br>・修正案：「議会は、議員平等の原則に則り、民主的で円滑な運営を行わなければならない。」     |  | ○   | -  |   | ○     | -   |  | ○  | ・盛り込むが、③の「資料等を公開し」⇒「資料等を原則公開し」とすることを提案。   |  |   |                                     |  |

※注）【条例案掲載】欄 ○：盛り込むべき、×：盛り込まない